

表6 条件附採用職員に対する勤務評定(平成22年度)

都道府県・指定都市名	特別評定の実施	一般の勤務評定と異なる特別な勤務評定の運用や取組	考慮事項			
			ア	イ	ウ	エ
1 北海道				○		校長
2 青森県	○	一般の勤務評価では、各評価項目について「意欲」「能力」「実績」を評価しているが、条件附採用者の評価は、各評価項目の「意欲」「能力」を評価している。				校長
3 岩手県	○	「勤務状況調査」を実施し、学校長から正式採用について意見を求めている。 なお、小中学校においては、学校長のほか市町村教育委員会教育長からも意見を求めている。 評定項目は、「社会人・公務員としての資質」、「職務遂行上の資質」、「勤務態度」、「心身の状況」、「正式採用についての意見」		○ (小中)	○ (小中)	校長 (高等学校)
4 宮城県	○	一般の職員評価に加えて、「条件付採用評価における意見書」を県立学校の校長及び市町村教育委員会が作成する。あわせて小中学校教諭の場合には、7月末日現在の勤務状況調査を実施し、県立学校の場合は採用された日から5ヶ月を経過する日の翌日を評価基準日としてこの意見書を仮提出させ、採用され日から11ヶ月を経過した日の翌日を評価基準日として、職員評価に加えて本提出させる。		○	○	
5 秋田県			○	○	○	
6 山形県				○		校長
7 福島県			○	○		校長
8 茨城県				○		
9 栃木県	○	・市町教委、教育事務所の指導主事、管理主事が必要に応じて随時訪問し、状況の把握に努めている。 ・一定の期間において、勤務状況について報告を求めるとともに、必要に応じ、本庁管理主事が訪問し、状況の把握に努めている。 ・特別の勤務評定以外に新たな教職員評価を実施している。	○	○	○	
10 群馬県				○		校長
11 埼玉県	○	【義務】 ・一般の勤務評定は毎年2月1日を基準日として実施しているが、条件附採用職員の特別評価については「新規採用教員の条件附採用期間の途中における状況報告書」を、年2回(7月末、10月末)、市町村教育委員会に求めている。 【県立】 ・「新規採用教員の条件附採用期間中における状況報告書」において、教員に求められる資質能力を明示し、それが発揮される職務範囲を、学習指導、生徒・進路指導等、校務分掌等、その他に分類した上で、報告項目(3~5項目)を設定している。 ・校長による評価を記載している。		○		校長
12 千葉県	○	「新規採用教職員状況報告」として、各校より評価票をあげさせている。教諭は年3回(7・11・1月)評価し、それ以外の職は年1回(7月のみ)で評価を行う。正式採用の資料とするとともに、今後の指導にも生かしている。		○		校長
13 東京都	○	条件附採用期間中における指導及び育成の状況を把握するため、「新規採用教育職員の育成に関する報告書」の提出を2回実施するとともに、特別評価時に、「業績評価書」及び「新規採用教育職員の特別評価所見」をあわせて提出する。業績評価書と特別評価所見を総合的に判断し、正式採用の可否を判断する。		○		校長
14 神奈川県	○	評定項目は一般の勤務評定の場合と同一であるが、一般の勤務評定は年度当初に設定した目標に対する自己評価を行うのに対して、特別評価においては自己評価を実施せず、校長、教頭2名による評価のみ実施している。		○		校長、教育事務所長
15 新潟県			○	○	○	校長
16 富山県	○	一般の勤務評定は11月1日付の年1回の実施であるが、9月1日と2月1日の2回評価を行い、一般の勤務評定よりも厳正に評価している。		○		校長
17 石川県		一般の勤務評定に加え、学校長・市町教育長の意見書(採用の可否・所見)により、厳正に評価している。		○		校長
18 福井県				○		校長

都道府県・指定都市名	特別評定の実施	一般の勤務評定と異なる特別な勤務評定の運用や取組	考慮事項			
			ア	イ	ウ	エ
			初任者研修の指導教員の意見	市町村教育委員会の意見	保護者・児童生徒等からの情報	その他
19	山梨県	○		○		校長
20	長野県	○				校長
21	岐阜県		○	○		校長
22	静岡県	○	○	○		
23	愛知県					校長
24	三重県	○				校長
25	滋賀県	○(小中のみ)		○(小中)	○(小中)	校長(県立)
26	京都府			○		
27	大阪府			○		校長
28	兵庫県			○		
29	奈良県	○		○		校長
30	和歌山県		○	○		
31	鳥取県	○		○		校長

都道府県・指定都市名	特別評定の実施	一般の勤務評定と異なる特別な勤務評定の運用や取組	考慮事項				
			ア	イ	ウ	エ	
			初任者研修の指導教員の意見	市町村教育委員会の意見	保護者・児童生徒等からの情報	その他	
32	島根県	○	(1)条件附採用職員の条件附採用期間中における指導、育成の状況を把握し、研修内容や指導育成の方法の充実を図るために、状況報告書の提出を義務づけている。 ・実施日 教諭(1回目:条件附採用期間開始後3月を経過した日 2回目:条件附採用期間開始後6月を経過した日) 養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員:条件附採用期間開始後2.5月を経過した日) (2)「市町村立学校教職員の評価に関する規則」及び「県立学校教育職員の評価に関する規則」を定め条件附採用職員の評価として特別評価を位置づけ、全ての校種において条件附採用期間中に特別評価を実施している。 ・実施日 教諭(条件附採用期間開始の日から10月を経過した日) 養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員(条件附採用期間開始の日から5月を経過した日) ・対象期間 条件附採用期間開始の日から実施日の前日までの期間		○		校長
33	岡山県		条件附採用の教員については、6月30日付けと9月30日付けで「新規採用教職員の勤務状況報告書」を校長が作成し、県教育委員会に提出することとしている。		○		校長
34	広島県	○	・毎年2月1日を評定日として特別評定を実施している。その中で評価が低い者について、さらに具体的な勤務状況等を併せて報告することとしている。 ・県教育委員会及び市町教育委員会の職員による学校訪問を実施し、年間を通じて新規採用者の状況について綿密に把握することとしている。		○		校長
35	山口県	○	・一般の勤務評定に加え、校長意見書を提出させ、正式採用の可否を決定している。 ・また、校長による書面での評定だけでなく、県立学校にあっては県教委、市町立学校にあっては県教委及び市町教委が初任者訪問を実施し、授業参観や面談を通して勤務状況等を把握している。	○	○		校長
36	徳島県		一般の勤務評定は、12月に行っているが、条件附採用者の勤務評定は、教諭に関しては2月(10月経過)、それ以外の職に関しては9月(5月経過)に実施し、条件附採用制度としての判断が厳格になされるようにしている。		○		校長
37	香川県		・管理主事が学校訪問を行い、授業参観、面談、管理職等との懇談を実施し、条件附採用職員の勤務状況を確認している。 ・9月に中間評価を行い、勤務状況を確認している。 ・健康福利課の常勤臨床心理士が学校を訪問し、条件附採用職員と面談して、健康状況を確認している。 ・一般の勤務評定は、基準日を12月1日としているが、条件評定は、2月1日としており、評定期間を2ヶ月長くして厳正に評価している。	○	○		校長等
38	愛媛県	○	勤務状況調査書の評定項目は、「社会性」「コミュニケーション能力」「教職に対する意欲」を評定項目としている。		○		校長
39	高知県				○		教育センターや教育事務所での研修状況等についての情報
40	福岡県	○	一般の勤務評定は年1回であるが、特別に3回実施し、一般の勤務評定よりも厳正に評価している。		○	○	
41	佐賀県		勤務評定は年1回の実施であるが、勤務状況報告書の提出を教諭は年2回、教諭以外は年1回行っている。また、勤務評定は、意見書を添えての提出としている。		○		校長
42	長崎県	○	一般の勤務評定に係る管理職による個人面接に加え、条件付き採用に係る個人面接を行い、きめ細かな評価や支援が行えるよう配慮している。	○	○		校長
43	熊本県		勤務評定ではないが、年に2回(9月と2月)提出される校内における初任者の評価を参考資料としている。	○	○	○	
44	大分県				○		
45	宮崎県	○	中間評定と条件評定の年2回の評定を実施し、厳格な運用を図っている。		○		校長

都道府県・指定都市名	特別評定の実施	一般の勤務評定と異なる特別な勤務評定の運用や取組	考慮事項				
			ア	イ	ウ	エ	
			初任者研修の指導教員の意見	市町村教育委員会の意見	保護者・児童生徒等からの情報	その他	
46	鹿児島県			○	○	校長	
47	沖縄県	○	職務遂行状況等を十分に把握する必要から中間と最終の年2回の評定を行っている。 中間評定(10月1日現在) 最終評定(2月1日現在)	○		校長	
48	札幌市					校長	
49	仙台市	○	・一般の教職員評価に加え、校長に、勤務についての評価や採用に係る意見を記入した「条件付採用評価の意見書」を提出させ、市教委として、それを採用の判断資料としている。	○	○	校長、初任研を実施している教育センターからの情報	
50	さいたま市	○	一般教職員と同様に人事評価を実施しているが、条件付採用者については、「新規採用教員の条件付採用期間の途中における状況報告書」という形で、所属長の校長から年2回の報告を受け、勤務実態の把握を行っている。			校長	
51	千葉市	○	・新規採用教職員については、状況調査を年3回実施し、校長から勤務状況や改善点、指導内容等を報告してもらっている。	○		○	
52	川崎市	○	人事評価システムによる通常の評定(一般の勤務評定にあたる)のほかに、人事評価システムの手法を用いて特別評定(年1回)を実施するとともに、条件付採用教員審査会(年2回程度)において、条件付採用者の継続的な観察、指導および勤務状況等の結果を調査審議し、教員としての適格性を審査している。	○			区教育担当や学校長
53	横浜市	○	人事評価システム(一般の勤務評定)の定期評価と当該システムによる特別評価を年1回行っている。これに加え、勤務状況報告書の提出を義務づけている。(教諭については勤務状況中間報告書も提出させている)				校長
54	相模原市	○	一般教職員の人事評価は年1回の実施であるが、条件付採用者についての特別評価は、養護教諭については2回、教諭については勤務状況報告1回ならびに人事評価2回を実施し、一般の人事評価よりも厳正に評価している。				校長
55	新潟市			○	○		
56	静岡市						所属長
57	浜松市						校長等の意見を聞いたり、指導主事の学校訪問の際に、状況把握や指導を行ったりしている
58	名古屋市						校長
59	京都市			○	○		
60	大阪市						校長
61	堺市	○	評価育成システム(人事評価制度)を平成16年度から導入し、これを一般の勤務評価としている。 この一般の評価とは別に、出勤状況、勤務態度、執務能力、健康状況、職への適応能力を評価項目としている。				校長
62	神戸市			○		○	
63	岡山市	○	一般の勤務評定は年1回の実施であるが、特別な勤務評定は3回実施し、一般の勤務評定よりも厳正に評価している。				校長
64	広島市	○					校長 指導主事の 情報等
65	北九州市	○	配属校の学校長より学期末(年3回)に勤務状況報告書の提出を求め、特に教育公務員としての服務規律の遵守等や職務への姿勢について評価している。				校長
66	福岡市	○	特別な勤務評定として3回(3ヶ月、5ヶ月、10ヶ月)実施している。				校長
合計	35教委			18	45	11	51